

旭川医科大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学共同研究取扱規程（平成16年旭医大達第42号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(経費等の負担)</p> <p>第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。</p> <p>2 民間機関等は、本学における共同研究の遂行のために必要となる謝金、旅費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。</p> <p>3 前項の間接経費の額は、直接経費の額の<u>30%に相当する額</u>とする。ただし、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができる。</p> <p>(1) 民間機関等が国（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、当該経費により研究を実施することが明確なものを含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人その他これに類する法人である場合</p> <p>(2) その他学長が特に認めた場合</p>	<p>(略)</p> <p>(経費等の負担)</p> <p>第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。</p> <p>2 民間機関等は、本学における共同研究の遂行のために必要となる謝金、旅費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。</p> <p>3 前項の間接経費の額は、直接経費の額の<u>10%に相当する額以上の額</u>とする。ただし、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができる。</p> <p>(1) 民間機関等が国（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、当該経費により研究を実施することが明確なものを含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人その他これに類する法人である場合</p> <p>(2) その他学長が特に認めた場合</p>

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に申請（変更申請を含む）を受理するものから適用する。

【改正理由】

共同研究の間接経費について、費用負担の適正化を行うことで、持続可能な財政基盤の強化を図るもの。

(略)